

# 大学発バイオベンチャー協会

## 会 則

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 本協会は、大学発バイオベンチャー協会と称する。英文名は Bio-Venture Association Originated from Universities (略称 BVAU) とする。

#### (事務局)

第2条 本協会の事務局は、役員会の定めるところに置く。

### 第2章 目 的

#### (目 的)

第3条 本協会は、医学・医療関連の大学発バイオベンチャーの推進を図り、その研究活動・事業を通じて福祉への貢献、経済・産業の活性化を図ることを主たる目的とする。

#### (事 業)

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 大学発バイオベンチャーの発展に必要とされる制度及び事業の研究、情報提供、情報交換及び交流活動
- (2) 研究会、講演会、セミナーその他の会合の開催
- (3) 図書を作成及び刊行その他研究結果の発表
- (4) 国内外の関係機関及び研究機関との連絡及び協力
- (5) その他、役員会が適当と認めた事項

### 第3章 会員及び会費

#### (会 員)

第5条 本協会は、第3条の目的に寄与し、本協会の目的に賛同する会員によって組織される。

2. 本協会の会員は会員と賛助会員により構成される。

- (1) 会員 大学発バイオベンチャー企業
- (2) 賛助会員 本協会の事業に寄与すると認められる企業

3. 会員は、代表者1名を指定しなければならない。

(会 費)

第6条 会員は、総会の定めるところによって会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする会員は、会員2名以上の推薦を得なければならない。

(退 会)

第8条 退会を希望する会員は、書面による退会届を提出する。

(除 名)

第9条 会員が本協会の名誉を毀損し、又は本協会の目的に反するような行為をした時、又は会員としての義務に違反したときは、理事会の決定によって除名することができる。

#### 第4章 役 員

(役 員)

第10条 本協会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 1名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 理事 若干名

2. 会長、副会長、監事は会員の代表者の中から総会の決議によって選任する。

3. 幹事若干名は会長がこれを委嘱する。

4. 本協会に必要な応じて、顧問を設けることができる。この場合、会長の推薦に基づき、役員会の承認を必要とする。

(任 期)

第11条 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じたときは、これを補充することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員は任期満了においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行うこととする。

第12条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐する。

3. 幹事は、本会則及び総会の決議に基づき、会務を執行する。

4. 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。

## 第5章 会 議

(会議)

第13条 本協会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会の招集)

第14条 総会は年1回会長が招集する。但し次の場合は臨時に総会を収集することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の3分の1以上から総会招集の要求があったとき

(総 会)

第15条 総会は会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 会務の報告
- (2) 事業・研究計画
- (3) 予算決定
- (4) その他の重要事項

(議事の決定)

第16条 会議の議事は、会員の出席者の過半数をもって決める。

(役員会)

第17条 役員会は役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会の収集および総会に付すべき事項
- (2) 細則の制定および改廃に関する事項
- (3) 重要な会務の方針に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

## 第6章 会 計

(会 計)

第18条 本協会の事業年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

2. 本協会の経費は会費その他の収入をもってまかなう。

## 第7章 その他

(会則の改正)

第19条 この会則を改正するには、総会において、会員の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この会則は平成15年5月19日から施行する。